

**「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の
拡張事業」に係る環境影響評価方法書に関する
熊本県環境影響評価審査会意見**

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業に係る環境影響評価方法書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全般的事項]

- (1) 準備書の作成にあたっては、文献や各種データ等について最新版を使用するとともに、資料の出典を必ず記載し、記載にあたっては、統一性・流れをもたせ、読みやすく、理解しやすい構成に努めること。

[大気環境]

騒音・振動

- (1) 騒音・振動の予測地点について「騒音・振動の影響が最も大きくなる地点を選定する」となっているが、騒音・振動の予測については、第一期処分場、第二期処分場、第三期処分場の事業工程毎に、複数箇所でも予測・評価をする必要がある。

[水環境]

地下水

- (1) 地下水の観測地点については、事業実施区域を挟む調査地域内の地下水流向の上流側と下流側に位置する既存井戸等を観測地点に加え水質の状況を把握する必要がある。また、新たに設置する観測井についても、上記の観点から設置場所については再度検討すること。

また、新たに観測井をボーリングする時には、埋立地の安定性検討のためにも当該箇所の地下水の状況や地質についても把握しておく必要がある。

- (2) 地下水質の調査が「湧水期に 1 回」となっているが、地質、井戸深度等によっては、水質が悪化するのとは湧水期とは限らないことから、調査としては、豊水期、湧水期ともに行う必要がある。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 熊本県では、平成16年3月に「熊本県の保護上重要な野生生物リスト - レッドリストくまもと2004 - 」を作成しており、この中でクモ類、陸産貝類についても保護上重要な種を選定していることから、これらも調査、予測及び評価の対象とする必要がある。
- (2) ほ乳類は夜間に活動するものも多く、当該地域においても生息が十分考えられるので、ほ乳類の現地調査の手法に「自動撮影装置」を追加する必要がある。
また、両生類の現地調査の手法に「鳴き声」を追加すること。
- (3) 両生類の中には1月から2月にかけて産卵するものがあるので早春季の調査を追加する必要がある。

植物

- (1) 熊本市及び植木町の学術上重要な種、絶滅のおそれのある種については、事前に文献等で地域の重要種等を把握したうえで、調査、予測及び評価を行う必要がある。

生態系

- (1) 上位性、典型性に該当する生物種を念頭に置いたうえで現地調査を実施し、予測と評価を行う必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 本事業は、事業実施区域の近くを幹線道路が通り、住宅地にも隣接した場所にあるため、周辺住民の目にふれることを強く認識し、近距離の生活圏からの景観について、調査、予測及び評価を行う必要がある。